

都市計画法施行令第31条ただし書の面積を定める条例を廃止する条例をここに公布する。

平成19年10月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第75号

都市計画法施行令第31条ただし書の面積を定める条例を廃止する条例

都市計画法施行令第31条ただし書の面積を定める条例（平成15年鳥取県条例第9号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成19年11月30日から施行する。